

変化の中で「守る」もの

特許庁技術懇話会 常任委員 浅野 美奈

今年は10年ぶりの冷夏だったそうです。10年前といえど私にとっては特許庁に入った頃。米不足が大きな話題になっていたことが思い出されます。当時は、高額賠償金が示された米国での特許裁判のニュースが新聞紙面を賑わせるなど、特許問題の企業活動に対する影響が一般に認識される機会が増え始めた頃であり、特許庁では他国に先がけて出願手続や審査業務の電子化が本格的に推進され始めた頃でした。それから10年。知財と我々を取り巻く環境はずいぶん変わりました。

とりわけ特許については、プロパテント政策が進められてきたここ数年、金融・ビジネス方法特許や遺伝子特許が注目を集め、大学が技術移転機関を充実させるなど、従来の特許制度利用者を中心であった製造業以外の層からの関心が高まってきています。これは我々の審査に対する注目度が色々な方面で高まっているということでもあり、我々にとっては厳しくもありますが、同時にやりがいのある、言い換えれば「面白い」時でもあると言えるでしょう。

昨年の知的財産戦略会議の設置以来、知的財産戦略大綱の決定、知的財産基本法制定、知的財産戦略本部設置、そしてこの7月には知的財産戦略推進計画の策定と、短期間に知財を巡る議論が進められ、環境整備が行われてきました。本号にも推進計画について寄稿していただいておりますが、知的財産立国による国際的競争力の向上を目指す上で、特許庁にとって最大の課題は急増する滞貨の処理です。もちろん闇雲に早いだけでは意味がありません。審査を経て設定される強い権利は信頼性・安定性のあるものだという大前提を覆しては、研究開発の成果を有効な権利の設定により保護活用することで次の研究開発に繋げるというサイクルそのものが成立しません。しかし、いくら安定な権利でも、時期を逸してはこれまた意味がないのも事実です。質と量。審査制度が権利設定にある程度の時間を要する制度である以上、この課題からは逃れられません。この10年、常に両者のバランスが話題にされてきました。変わったのは、特許そのものが関係者しか興味を持たないマイナーな話題ではなくなり、この課題も広く知られるものになったことです。

特許の審査には技術・法律両面での専門知識とともに、

書面を通して出願人側と意思の疎通を行う能力、そして何より公正を保つ良心が求められ、「迅速・的確」な審査を進めるには、必要な資質を備えた人材を十分に確保することが必要不可欠です。しかし、審査官はすぐに倍増できるものではなく、一朝一夕に育つものでもなく、審査請求期間の短縮による滞貨の急増は目前に迫っています。様々な制限のある現実の中で、少しでも理想の形に近づくにはどうすればよいのでしょうか。何ができるのでしょうか。実際には目の前の案件を処理することに追われる毎日とはいえ、この問題意識はいつも頭におきつつ自分の責務を果たしていきたいと思っています。

さて、審査官の業務環境に目を移すと、この10年の間に先行技術調査は紙公報をめくる作業から電子データベースの検索に変わり、その検索システムは今も次々に進化中で、今後もさらに利便性が上がることが期待されます。同時に、検索外注の拡充、調査員や技術アドバイザーなど補助スタッフの充実といった、審査官を支援するための施策が実施されてきています。そして、ここには審査官側にも多少の意識改革を必要とされる部分があるようです。従来は「個人プレイ」であった審査業務も、検索の外注化が進み、補助スタッフが関わることで「チームプレイ」の性格が加わってきています。量が増えるだけでなく、出願される内容の多様化・複雑化が進む中、すぐに追いついていくのはなかなか大変ですが、ここに、得意を活かし不足を補ってより良い結果を生み出す、というチームプレイならではの強さが活きてくるはずですよ。

ところで、このように我々を取り巻く状況が変わってきた中、特許庁技術懇話会はどうでしょう。会員相互の親睦と研鑽、そして情報共有と発信の場として、正会員・特別会員のニーズに少しでも応えられるように、変えるべきところは変えつつ、少しでも有意義なものにしていけたらと考えております。本号の特集は恒例の懇親会。恒例ではありますが、関係各位のご協力を仰ぎ、まずは少し、いつもの懇親会に今年の色を加えてみました。

さらに10年経ったときには良い方向へ動いてきたと思えることを信じつつ、変化を受け止め、応え、また、そう思えるように関わっていききたいものです。

巻頭言